いじめ防止基本方針

～全ての児童生徒が安心して楽しく学べる学校であるために～

当別町立とうべつ学園

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

これらを踏まえながら、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止と根絶のための対策を総合的かつ効果的に図り、とうべつ学園の全ての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりを推進します。

1、いじめに対する基本姿勢

①「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識

②「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識

③「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念

本校においては、家庭・地域等と連携を取り、自校の課題を見出し、児童生徒の実態に応じた取組を推進します。また、当別町教育委員会や関係機関等との連携は勿論、小中一貫教育やコミュニティ・スクール等を活用し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行います。すべての児童生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

2、いじめの定義、いじめの理解

（1）いじめの定義

> いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第２条）

ア 「いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因・責任がある」という考え方はあってはならない。児童生徒をいじめに向かわせることのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

イ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

ウ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。グループ内の「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうこともあり、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢が必要である。

エ インターネット上で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

オ いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合もあることや、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれ被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する必要がある。

カ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（2） いじめの理解

○ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。

○多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

○事案に応じて「いじめ」という言葉を使わず、柔軟に対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

○いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている必要がある。

○いじめ解消の見極めは、いじめ対策委員会等を活用し、スクールカウンセラーを含めた組織で判断する。

＜いじめの内容の態様＞

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3、 いじめ防止等対策の校内組織

いじめ防止対策委員会

（1） 構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、該当学級担当、養護教諭、教育相談担当等とし、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）も必要に応じて出席を依頼する。

（2） 活動方針

① 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核を担う。

② いじめに関する相談・通報の窓口となる。

③ いじめの疑いがある事案や児童生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。

④ いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援体制・対策方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

4、 本校におけるいじめの未然防止等に関する措置

（1）「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な会議を実施し、いじめの未然防止に対する意見の集約を図る。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に参加を依頼し、助言等を得ることとする。

(2) 教育相談担当やスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

① 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内の教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させる。教育相談担当を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教職員全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

② 生徒の悩みや不安を受け止め、安心で安全な学校生活が送れるよう「いじめアンケート」を実施し、未然防止の徹底及び早期対応に努める。

③ 常に児童生徒の行動を注視し、児童・生徒同士の人間関係をつかみ、いじめの未然防止につなげる。

(3) 児童生徒会を中心に児童生徒が主体となってルールつくり等をさせ、いじめ防止に努める。

①人権教室等を実施させ、望ましい集団づくりに努める。

(4) 学校としての取組

① 児童生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解・共有しながら、児童生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、特別の教科道徳の時間を中心とした全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係構築力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について、深く考えさせる。

② 児童生徒に学校の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また、問題行動の指導に当

たっては、焦らず、諦めず、迷わず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導させる。

③ 福祉体験活動や職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、発達段階に応じて「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

(5) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

① 保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力して、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

(6) 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

5、いじめ発生時に関する措置

(1) 被害児童生徒への対応

① アンケート等から、いじめを認知した場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。

② 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実施するとともに、指導の記録をきちんととる。

③ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。

④ 被害児童生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

⑤ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感を持たせる場の提供を行う。

⑥ 緊急避難として欠席した場合には、学習を保障するためのプログラムを作成する。

⑦ 家庭訪問等を行い、児童生徒に安心感を持たせる。

⑧ 教育委員会に事実関係を報告する。

(2) 加害児童生徒への対応

① 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導と継続的指導をし、相手の思いや自己の行為を熟考させ、二度といじめを起こさせない環境を構築する。

② いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

③ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

(3) 学校としての取組

① いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

② 学級・学年指導の見直しや授業改善を図りながら、児童生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

③ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながら、いじめのない学校にする。

5、 重大事態への対処

(1)「重大事態」は、法第28条第1項において、次のとおり規定されている。

> 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
> 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。
> 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〇同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童児童生徒の状況に着目して判断する。

〇同条第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 重大事態の報告

① 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 重大事態が生じた場合は、その事案に応じ、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。

② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童生徒及び保護者に対しアンケート調査等を適宜行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

③ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

6、 いじめの解消

①いじめは安易に解消できるものではなく、被害児童生徒の心身の苦痛の状態等、総合的に判断する必要がある。いじめが止んでいる状態は少なくとも3か月を目安とする。

②いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒の安全・安心を確保する。

③いじめが再発する可能性を踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒は勿論、集団についても、日常的に観察する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

〇第２２条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

〇いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

↓

重大事態の発生　　〇教育委員会に重大事態の発生を報告

↓

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

（1）学校が調査主体の場合

①学校のもとに、重大事案の調査組織を設置

・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。（性質に応じて適切な専門家を加える方法も考える）

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする。

・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施する。

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で経過報告する。

・関係者の個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。

・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を考える。

④調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から町長に報告）

・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で経過報告する。

・関係者の個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。

・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を考える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

（2）教育委員会が調査主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力